

各柔道整復施術者団体長 様
各柔道整復施術者 様

柔道整復施術療養費の福祉医療費支給申請書に係る長期施術
継続理由書等の添付（記載）の取扱いについて

柔道整復療養費においては、3か月を超えて施術を継続する場合の長期施術継続理由書、施術部位4部位以上請求する場合の負傷原因、医科向けの施術情報提供紹介書、及び患家に赴き施術する場合の往療理由などについて、支給申請書に理由書等の添付又は理由等を記載することとされていますが、福祉医療費に係る支給申請書について、これらの添付・記載が困難な場合にあっては、福祉医療費の支給申請書の摘要欄に「本体に記載あり」の文言を記載することで認めることとして、平成19年10月審査分以降より取り扱いたします。

平成19年9月21日
京都府国民健康保険団体連合会